



データから見る日本における 特許侵害訴訟の現状

[2019年版]



[知財情報戦略室]
弁理士 山口和弘

1 はじめに

2019年3月1日に閣議決定された「特許法等の一部を改正する法律案」⁽¹⁾ (以下、「特許法改正案」といいます)では、日本における特許侵害訴訟(特許権侵害訴訟)に影響を与える次の措置が含まれています。

○ 「中立的技術専門家が現地調査を行う制度(査証)の創設」

特許権の侵害の可能性がある場合、中立的技術専門家が、被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設します。

○ 「損害賠償額算定方法の見直し」

- ・ 侵害者が販売した数量のうち、特許権者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、損害賠償を請求できることとします。
- ・ ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記します。

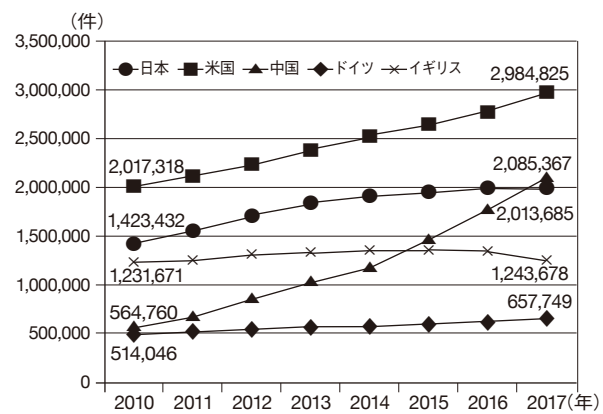
日本における特許侵害訴訟を含む知的財産権関連訴訟

全般については、2013～2017年の新受件数等の統計を紹介した記事を下記URLで公表しました。

<https://www.soeci.com/?p=15855>

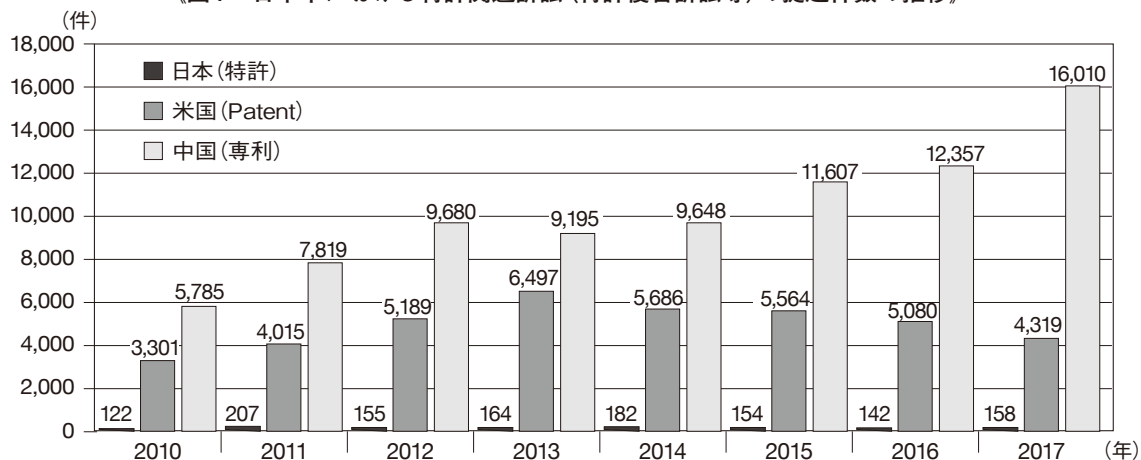
また、特許侵害訴訟については、2015年8月に本誌で取り上げてから4年弱が経過し、今回の特許法改正案の背景となった現状も気になるところです。そこで、本稿では、諸外国の状況との比較を織り交ぜつつ、2019年版として「データから見る日本における特許侵害訴訟の現状」を紹介します。

《図2：権利存続中である特許の件数の推移》



※出典(6)に基づいて作成

《図1：日米中における特許関連訴訟(特許侵害訴訟等)の提起件数の推移》



※日本は、出典(2)及び(3)において示されているデータに基づく全国地裁第一審の件数

※米国は、各米国会計年度の出典(4)において示されている「Patent」の合計件数

※中国は、各年の出典(5)において専利(日本の特許、実用新案及び意匠に相当)に関する民事案件第一審(司法ルート)の件数

《表1：特許訴訟(特許権侵害訴訟)に関連する制度の概要、データ等の各国比較》

	日本	米国	中国	ドイツ	イギリス
● 主な制度及びデータ 出典(8)より抜粋(※は筆者による注釈等)					
第一審平均審理期間	12～15か月	18～42か月	6～18か月	14か月	24～36か月
予備的差止	あり	あり	あり	あり	あり
損害賠償額	低い	高い	低い	平均的	高い
懲罰的賠償	なし	あり	なし※導入検討中	なし	なし※民事の判例あり
陪審審理	なし	あり	なし	なし	なし
訴訟費用の敗訴者負担	限定的	限定的	限定的	限定的	全額(争点ベース)
第一審の平均費用(千ドル)	300～500 ※本文参照	1,000～6,000(中央値)	20～150	90～250	1,000～2,000
知財専門判事/裁判所(第一審)	あり	なし	一部	あり	あり
知財専門控訴裁判所	あり	あり	あり※2019年～	なし	あり
● 特許付与を見直す制度等 出典(9)より抜粋(一部情報を更新)					
異議申立て	○	○(付与後レビュー)		国内、欧州	欧州のみ
無効審判	○	○(当事者系レビュー)	○		○
無効訴訟				○	○
無効の抗弁	○	○			○
● 制度に対する評価 出典(10)より抜粋(数値は、得点/満点[8.00又は1.00])					
特許関係	7.50/8.00	7.50/8.00	5.50/8.00	7.50/8.00	7.50/8.00
権利行使：民事上の救済等	0.75/1.00	1.00/1.00	0.50/1.00	1.00/1.00	1.00/1.00

2 諸外国との比較から見る日本の現状

(1) 特許関連訴訟件数

図1に示すように、日米中における特許関連訴訟の件数は、中国の専利のように国によって統計対象が異なることを考慮しても大きな違いがあります。また、近年の傾向を見ると、日本が概ね150～200件の範囲で変動が小さいことに対して、米国では2013年をピークに減少が続いており、中国では大幅な増加が続いています。

また、中国では、図1においてデータを示した「司法ルート」のほかに、各地方知識産権局による行政取締りの形で差止めを請求することが可能な「行政ルート」の件数も増加しており、2017年は発明専利(特許)だけで4,596件に達しました⁽⁷⁾。このようなデータから、図2に示す権利存続中である特許の件数を考慮しても、中国では積極的に訴訟を提起する傾向があることがうかがわれます。

米国及び中国に関する他のデータは下記URLの記事及びその関連記事において紹介しておりますので、ご参照ください。

[米国] <https://www.soeci.com/?p=13306>

[中国] <https://www.soeci.com/?p=15320>

なお、出典(3)に示されているデータによれば、ドイツは年間1,000件前後(2007～2012年)、イギリスは年間160～180件程度(2011～2014年)となっています。

(2) 審理期間、訴訟費用、民事上の救済等

表1は複数の出典に基づいて、訴訟件数以外の観点から日本、米国、中国、ドイツ、イギリスの5か国についての比較を示したものです。これら5か国の間で日本は、第一審平均審理期間が比較的短く、訴訟費用は中程度で、特許関係の制度全般の評価は米独英と同等であるものの、権利行使における民事上の救済等においては相対的に低い評価であることがわかります。

また、表1では予備的差止(日本の仮処分に対応)の制度についての有無を示していますが、日本では特許侵害訴訟の本訴において侵害の事実が認められれば、米国とは異なり、例外的な場合を除いて差止請求は認容されます。そのため、米国に比べて民事上の救済に関する評価が低い理由には、損害賠償の認容額の違いがあると考えられます。

しかしながら、米国において損害賠償の認容額が高

額となる背景には陪審制度の影響があり、同制度がないドイツとの比較では日本はドイツと同程度の認容額であるとの報告⁽¹¹⁾もあります。また、日本の訴訟費用についても、表1で※印を付した金額よりも低額な第一審の費用(事案に応じて300万円~1,700万円程度)が示されている報告⁽¹²⁾もあります。したがって、事案による変動等を考慮すると、総合的には日本とドイツの差は大きくないと評価できるものと思われます。

3 日本における勝訴率及び和解の近況

前回取り上げた際には、特許庁の報告書⁽¹³⁾を引用して2011年~2013年の3年間において「判決と和解とを併せて考えると、…(中略)…43~47%において、訴訟を通じて権利の実現が図られたとの結果」を紹介しました。このような判決と和解とを併せた数値が「勝訴率」と同義とまでは言えないとしても、図3に示す2014~2017年のデータ⁽²⁾で同様の計算(図において太線で示した値の合計)を行うと44%となり、目立った変化はないことがわかります。

なお、表1に示すとおり、日本では特許付与を見直す制度等は3つ設けられていますが、近年の判断状況は表2に示すとおりで、一度成立した特許の有効性が否定される割合は低いことがわかります(表中の下線参照)^{(2), (14)}。これは、特許の信頼性が高いというだ

けでなく、例えば異議申立ての場合には、下記URLの記事で紹介しているように審理中に特許権の権利範囲を変更(訂正)することで有効性が維持される場合が多いことも要因と考えられます。

<https://www.soei.com/?p=14376>

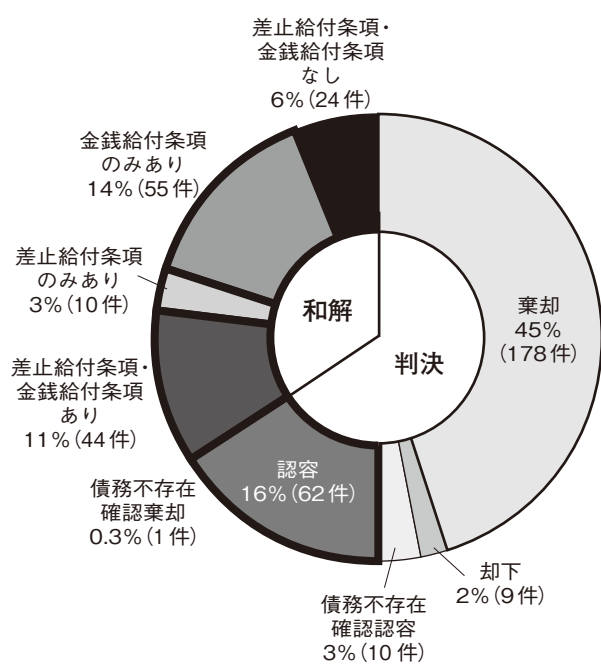
また、2014~2017年における損害賠償の認容額及び和解額⁽²⁾は図4及び図5に示すとおりです。図4のデータに含まれる2017年の判決から高額の認容例をピックアップしたものが表3に示した6件(3、4及び6は同一の特許権に関する訴訟)で、最高の認容額は約10.7億円となっています。

一方、米国デラウェア州の連邦地裁では、2016年に陪審が25.4億ドル(約2,800億円)の損害賠償を認めた事件が知られています(ただし、その後破棄されています)⁽¹⁵⁾。

4 おわりに

2019年の年頭所感において宗像特許庁長官は知財訴訟制度の充実化を検討すると明言しており、冒頭で紹介した特許法改正案はそのための具体的な施策となっています。改正の施行後、本稿で紹介したデータがどのように変化するかが注目されます。

《図3：特許侵害訴訟における判決・和解の内容》



《表2：登録後の特許有効性に関する判断》

(a) 特許異議申立て

	2017年
取消決定(含一部取消)	11% (128件)
維持決定(含却下)	89% (1,085件)
取下・放棄	0% (1件)

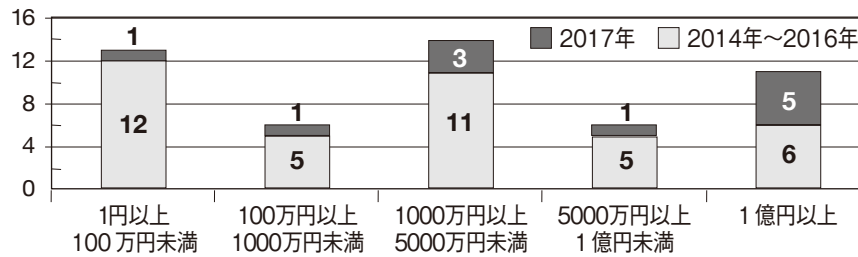
(b) 特許無効審判

	2014年	2017年
請求成立(含一部成立)	20% (37件)	21% (35件)
請求不成立(含却下)	58% (106件)	65% (108件)
取下・放棄	22% (41件)	14% (24件)

(c) 特許無効の抗弁 [2014~2017年]

		無効の抗弁なし	27% (115件)
無効の抗弁あり	特許無効判断	16% (68件)	
	特許有効判断	14% (57件)	
	判断なし	43% (179件)	

《図4：判決で認容された金額》

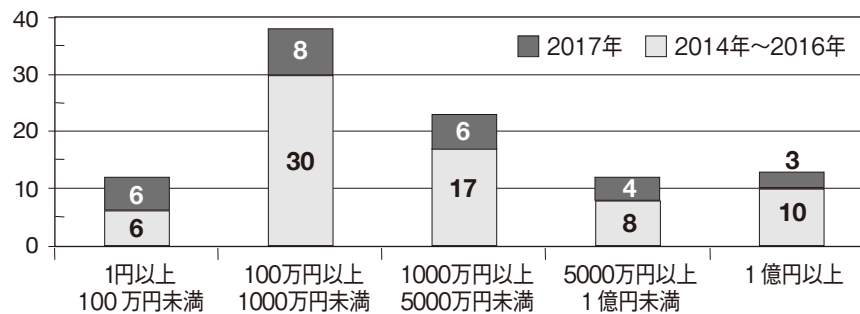


《表3：2017年の地裁判決における高額認容例》

事件番号	請求額(円)	認容額(円)	控訴審	
1	平成 27 (ワ) 22491	1,299,169,686	1,069,185,628	(均等論に関するマキサカルシートル最高裁判決と同一の特許)
2	平成 26 (ワ) 7643	509,980,446	170,114,000	平成 29 (ネ) 10033 等 (特許権者敗訴：原判決取り消し)
3	平成 28 (ワ) 1777	168,000,000	163,345,175	平成 29 (ネ) 10071 (特許権者一部敗訴：一部時効により減額)
4	平成 27 (ワ) 23843	147,919,516	147,683,776	平成 30 (ネ) 10001 (特許権者勝訴：連帯支払いについて認容)
5	平成 27 (ワ) 16829	140,289,072	101,512,946	(本稿執筆時点で裁判所ウェブサイトにおいて控訴審判決文の収録を確認できず)
6	平成 28 (ワ) 4529	66,350,000	66,253,215	平成 29 (ネ) 10074 (特許権者勝訴：控訴棄却)

※被告が複数の場合、請求額及び認容額は合計額

《図5：和解において支払うことが約された金額》



【出典】 ※いずれもインターネット上で入手可能

- (1) 日本・経済産業省「「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました」(2019年3月)
- (2) 日本・知的財産高等裁判所「知財高裁パンフレット」(2017年10月)及び(2018年)
- (3) 日本・特許庁「海外における知財訴訟の実態調査」(2018年3月)
- (4) 米国・United States Courts「Judicial Business of the United States Courts」
- (5) 中国・国家知識産権局「中国知识产权保护状况」
- (6) 世界知的所有権機構「WIPO statistics database: WIPO IP Statistics Data Center」
- (7) 中国・国家知識産権局「統計信息：国家知识产权局统计年报」
- (8) 世界知的所有権機構「World Intellectual Property Indicators 2018」
- (9) 日本・特許庁「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」(2013年9月)

- (10) 全米商工会議所「U.S. Chamber International IP Index 7th Edition」(2019年2月)
- (11) 日本・特許庁「特許権侵害における損害賠償額の適正な評価に向けて」(2018年3月)
- (12) 日本・特許庁「特許権侵害訴訟における訴訟代理人費用等に関する調査研究」(2017年2月)
- (13) 日本・特許庁「特許権等の紛争解決の実態に関する調査研究」(2015年3月)
- (14) 日本・特許庁「特許行政年次報告書2018年版」
- (15) PwC「2018 Patent Litigation Study」

◎この記事に関するお問い合わせ先：

知財情報戦略室：ipstrategy@soei-patent.co.jp

◎最新情報・バックナンバー：

[知財・法律トピックス]

<https://www.soei.com/blog/category/column/>

[季刊創英ヴォイス]

https://www.soei.com/publication/soei_voice/